別記様式(第4項関係)

不適切な事務処理等発生報告書

作成日	令和2年11月25日
報告課	公園課

1 概要

事案名	秦野市立おおね公園における売店の管理許可及び減免承認 について
発生日時	_
認知日時	令和2年9月17日(木)
発生場所	公園課・おおね公園
事案概要	9月17日、秦野市議会第3回定例会の予算決算常任委員会決算分科会において、おおね公園内の売店(公園施設)の管理許可及び減免承認について、次の指摘がありました。 (1)使用料の減免に当たり、減免申請を受けて承認すべきところ、覚書という行政契約によって承認(行政処分)を行っていること。 (2)売店の管理許可に当たり、許可申請を受けて許可すべきところ、覚書という行政契約によって許可(行政処分)を行っていること。この指摘を受け、行政文書の確認、事務に携わった関係職員(退職者を含む。)からの聞き取りを行ったところ、法令等に則り事務が適正に行われていたとはいえず、また、加算金(電気料金、水道料金及び下水道使用料)の未徴収及び過徴収(精算済)並びに行政文書の一部の誤廃棄が判明したものです。

2 関係課への報告

関係課	報告日	時間 ※24 時間表記	特記事項
文書法制課	9月30日(水)	:	法令等の解釈に係る相談
総合政策課	合政策課 11月24日(火)		調査結果に係る決裁の合議
各部局長	11月24日(火)	15:30	調査結果を情報提供

3 外部機関対応

外部機関	報告等の有無			報告等	等の日時※2	24 時間表記
議会	■済	□予定有	□予定なし		4 日(火) 果を議会~	
報道機関	□済	□予定有	■予定なし	月	日()	:
警察	□済	□予定有	■予定なし	月	日()	:

4 時系列経過 ※何が (誰が) どうしたのか分かるように記述すること。

月日	時間 ※24時間表記	内 容
平成23年 4月1日		鶴巻地区の協同組合との間でおおね公園内売店の管理運営に係る10年間の覚書を締結 [覚書の概要] ・協同組合が10年間の管理運営等を行う。 ・減額後の額を使用料とする。
平成 2 3 年度 ~平成 2 8 年度		減免申請は求めていないものの、許可申請は適 正に処理していた。
平成29年度~令和2年度		平成29年度において、覚書が締結されていた ことから許可手続は不要である旨を決裁し、許可 申請書の提出を求めていなかった。
令和2年 9月17日		予算決算常任委員会・決算分科会において、吉村議員より、おおね公園内の売店(公園施設)の手続について指摘があった。
9月24日		議員から資料請求(議会) 「提出した資料」 ① (起案) 秦野市立おおね公園管理棟内に おける売店設置に係る覚書の締結について ② 覚書一式 ③ (起案) 平成28年度都市公園施設管理許 可について ④ (起案) 平成29年度自動販売機設置等に 係る許可及び使用料減免申請の依頼について ⑤ (起案) おおね公園内における売店に係る 電気料金、水道料金及び下水道使用料の請求 について

		* 平成29年度起案:平成28年度加算金
		の未徴収及び平成27年度分の過徴収の精
		算
		⑥ (起案) おおね公園内における売店に係る
		使用料等について
		* 令和2年度起案:7月~9月分
10月28日		議員による情報公開請求(閲覧)
		※ 保存文書の一部が誤破棄あり
		「誤廃棄したと思われる文書」
		① (起案)平成27年度都市公園施設管理許
		可について(令和2年度末までの5年保存)
		② (起案)おおね公園内における売店に係る
		電気料金、水道料金及び下水道使用料の請求
		について
		* 平成27年度起案(使用料、加算金)
		* 平成28年度起案(使用料)
		③ 歳入伝票
		* 平成27年度(使用料、加算金)
		* 平成28年度(使用料)
		* 平成29年度(加算金(1~3月分))
11月24日	13:00	9月予算決算常任委員会・決算分科会の指摘に
		ついて、調査結果を、高村副市長から議会へ報告
		[調査結果の概要]
		減免承認手続及び管理許可手続については、
		手続の一部がなされておらず、法令等に則り、
		適正に行われていたとは言いきれない状態であ
		った。しかしながら、それらの効力について
		は、覚書が法令等に基づく承認又は許可の代替
		となっているため、有効と考える。

5 原因・影響・今後の対応 ※公表の有無にかかわらず、公表文案として記述すること。

(1) 原因

- ・ 減免承認手続及び管理許可手続については、都市公園法及び秦野市 都市公園条例等の法令等の理解が不足していた。
- ・ 加算金の未徴収及び過徴収については、法令等の理解不足及び事務 引継ぎの不足があった。
- ・ 行政文書の誤廃棄については、覚書の期間が10年間であり、期間中、担当部署が数度にわたり変更される中で、文書の引継ぎが正しく 行われなかった。

(2) 影響(被害・損失などの状況)

- ・ 減免承認手続及び管理許可手続については、手続の一部がなされて おらず、法令等に則り、適正に行われていたとは言いきれない状態で あった。しかしながら、それらの効力については、覚書が法令等に基 づく承認又は許可の代替となっているため、有効と考える。
- ・ 未徴収及び過徴収の加算金は、平成29年度に精算済である。
- ・ 文書が誤廃棄されたことにより、情報公開請求等に適切に対応する ことができなかった。

(3) 今後の対応

- ・ 必要な見直し(必要な手続一覧、マニュアルの作成など)を図り、 法令、条例等に則った適切な事務処理を進めていく。
- 所管課が変更になった際の文書の引継ぎ等を適切に行うとともに、 行政文書を適正に管理していく。